

特に重要なお知らせ (契約概要・注意喚起情報)



MetLife Alico
メットライフ アリコ

メットライフ アリコ 終身保険

<円建/米ドル建>

積立利率変動型一時払終身保険
積立利率変動型一時払終身保険(米ドル建)

「メットライフ アリコ終身保険」は、円または米ドルで運用する一時払の終身保険です。

■ご契約前に必ずこの「特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)」をお読みください。この書面は、保険業法第300条の2(金融商品取引法第37条の3第1項を準用)にもとづき、契約締結前にお客さまへの交付が義務付けられた「契約締結前交付書面」です。当商品の重要な事項について、「契約概要」と「注意喚起情報」に分類してご説明しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

■引受保険会社

MetLife Alico
メットライフ アリコ

メットライフアリコ生命保険株式会社

契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)

■募集代理店

野村証券株式会社

契約概要

「契約概要」に記載の支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。支払事由の詳細や制限事項などについての詳細ならびに主な保険用語の説明などについては「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

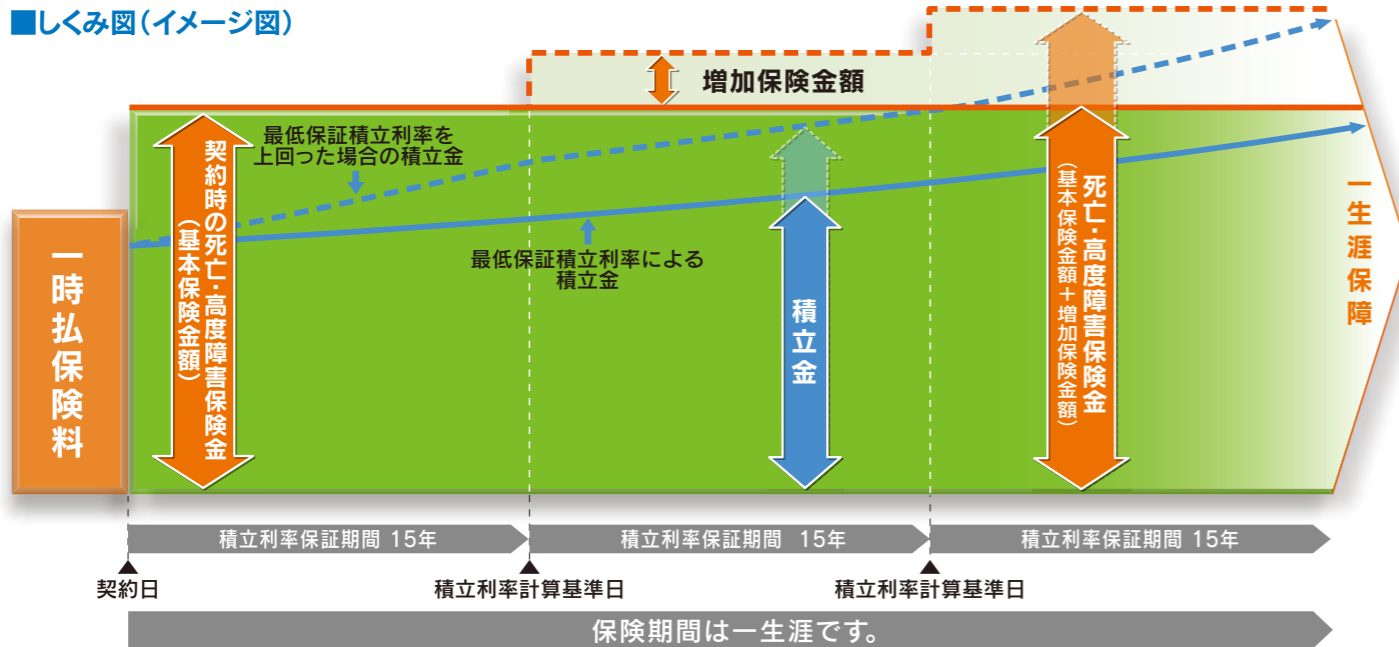
「メットライフ アリコ終身保険」〈積立利率変動型一時払終身保険／積立利率変動型一時払終身保険（米ドル建）〉は、円または米ドルで運用し、死亡されたとき、またはメットライフ アリコが定める高度障害状態に該当されたときには、運用通貨建で一時払保険料を上回る死亡・高度障害保険金をお支払いする一時払の終身保険です。

1 引受保険会社の名称、住所など

- 名称：メットライフアリコ生命保険株式会社
- 住所：東京都墨田区太平4-1-3 オリナスタワー
- 電話：0120-880-533(お客様相談部)
- ホームページ：www.metlifealico.co.jp

2 商品のしくみ

しくみ図(イメージ図)



※上記のイメージ図において解約返戻金の表示はありませんが、死亡・高度障害保険金は「基本保険金額および増加保険金額の合計額」または「解約返戻金額」のいずれか高い額となります。

- お申込みにあたり、告知書または診査などを通じ、健康状態などについてありのままを告知していただきます。
- 契約時に保険料を一括してお支払いいただきます(通貨は円建または米ドル建からご選択いただきます)。
- 一時払保険料、被保険者の年齢・性別、契約時の積立利率により決定する基本保険金額が、契約時の死亡・高度障害保険金の額となります。なお、積立利率には最低保証があります(最低保証積立利率:円建・・・年1.50%、米ドル建・・・年2.75%)。
- 積立利率は積立金に付利されます。契約日時時点で設定されている(申込日ではありません)積立利率が契約後15年間適用されます(積立利率は毎月1日に設定されます)。
- 15年ごとに積立利率の見直しを行い、積立利率計算基準日時時点で設定されている積立利率が次の15年間に適用されます。
- 更改時(積立利率計算基準日)の積立利率が最低保証積立利率を上回った場合、増加保険金額が加算されます。

※一時払保険料などの個別の具体的な数値などについては、お申込みいただく際に申込書にてご確認ください。

投資リスクについて

△解約返戻金額は一時払保険料を下回る可能性があります。

- 解約時および減額時に、運用対象となっている資産(債券など)の価値を解約返戻金額に反映させる仕組みになっています(市場価格調整)。そのため、解約時または減額時の市場環境などの変化によっては、解約返戻金額が一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。
- 契約時に一時払保険料から契約時費用が控除されます。そのため、短期間で解約されると、多くの場合、解約返戻金額が一時払保険料を下回ります。

為替リスクについて

△米ドル建のご契約の場合、為替相場の変動による影響を受けます。

- 為替相場の変動により、保険金などの受取時の円換算額が、一時払保険料や保険金などの契約時の為替相場による円換算額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

3 ご契約について

保険期間	終身
保険料払込方法/経路	一時払/野村証券経由またはメットライフ アリコ指定金融機関口座への送金
被保険者の契約年齢範囲	満0歳～満85歳(契約日における満年齢)
被保険者	契約者本人、契約者の配偶者または契約者の2親等以内の血族の方からご指定ください。 ※ただし、お申込みの形態によっては、お引受けできないことやお申込み金額を制限させていただくことがあります。 (例)被保険者に配偶者、子または親のいずれかがいるにもかかわらず、被保険者の兄弟が契約者となっている場合
死亡保険金受取人	被保険者の配偶者、被保険者の子の配偶者または被保険者の3親等以内の血族の方からご指定ください。なお、死亡保険金受取人は複数人をご指定いただけます。
最低保険金額(基本保険金額)	円建:300万円、米ドル建:30,000米ドル ※下記を満たす保険料にてお申込みいただけます。 円建:基本保険金額が300万円以上となる1万円単位の保険料 米ドル建:基本保険金額が3万米ドル以上となる100米ドル単位の保険料
最高保険金額	1契約あたりの基本保険金額:5億円、 複数契約で一度にお引受けする場合の基本保険金額:10億円 メットライフ アリコにおける過去2年以内の普通死亡保障のある有効契約の保険金額と通算して10億円、全ての普通死亡保障のある有効契約の保険金額と通算して12億円までとなります。 お申込みいただける保険金額は、年齢や診査区分などによる上限がありますので、上記の基準を満たしている場合でも、ご希望の金額ではお申込みいただけない場合があります。 ※米ドル建のご契約の場合、メットライフ アリコ所定の為替レートを用いて円換算します。
その他お引受けにあたっての制限について	被保険者の健康状態、体格、職業・職務内容、収入や資産などの経済状況、年齢、他の保険契約との通算金額などによってはご契約をお引受けできないことがあります。 また、お引受けできる場合であっても、保険金額がお申込み金額を下回ることや特別な条件をつけさせていただくこと、保険金額など保障の一部を制限させていただくことがあります。
保険料単位	円建:1万円、米ドル建:100米ドル
保障(責任)の開始	メットライフ アリコが一時払保険料を領収したとき、または告知のいずれか遅いとき(責任開始時)から保障を開始します。
契約日	責任開始時の属する日(責任開始の日)と同日とします。
積立利率保証期間	15年(15年ごとに積立利率が更改されます)
保険契約者貸付	急な資金が必要になったときには、保障はそのまま保険契約者貸付をご利用になれます。貸付金額は、積立金の7割の範囲内となります。利息はメットライフ アリコ所定の利率で計算します。

※この保険に基本保険金額の増額のお取扱いはありません。(2012年4月現在)
※金融情勢などの影響により、通貨によってはお取扱いを見合わせている場合があります。

4 保障内容について

保険金の種類	お支払いするとき(支払事由)	お支払いする金額	受取人	お支払いできない場合の例
死亡保険金	責任開始時以後、保険期間中に被保険者が死亡されたとき	支払事由発生日における次のいずれか大きい金額 ①基本保険金額および増加保険金額の合計額 ②解約返戻金額	死亡保険金受取人	・責任開始の日から3年以内に自殺された場合 ・契約者や受取人の故意の場合 ・契約時や受取時に詐欺行為があった場合 ・健康状態などについて契約時に正確にお知らせいただけなかった場合
高度障害保険金	責任開始時以後、保険期間中に被保険者が所定の高度障害状態に該当されたとき			

※死亡保険金と高度障害保険金は重複してお支払いしません。

契約概要

5 付加できる主な特約について

年金支払特約	死亡保険金または高度障害保険金を年金基金として年金を受け取ることができます。									
年金移行特約	保障の全部または一部に代えて、解約返戻金を年金原資として年金を受け取ることができます(ご契約から3年以上経過後の年単位の契約応当日に付加できます)。※年金移行した部分につきましては、以後の保障はなくなります。									
リビング・ニーズ特約*1	被保険者が余命6ヵ月以内と判断された場合に、死亡保険金の一部をリビング・ニーズ保険金として被保険者にお支払いします(基本保険金額は減額されます)。									
給付金代理請求特約	被保険者の同意を得て付加することにより、被保険者がリビング・ニーズ保険金を請求できない特別な事情がある場合に、配偶者などの代理請求人が代わって請求することができます。									
円支払特約	米ドル建の死亡・高度障害保険金、解約返戻金などを円で受け取ることができます(米ドル建のご契約にのみ付加できる特約です)。									
特定障害不担保特約*2	契約時に、特定障害を不担保とする特約を付加することでお引受けすることがあります。									
特別条件特約*2	契約時に、割増保険料をお支払いいただく特約を付加することでお引受けすることがあります。									
保険金支払制限特約*2 (引受ワイド型)	契約時に、保険金額など保障の一部を制限する特約を付加することでお引受けすることがあります。 ・責任開始時以後、保険期間中に被保険者が死亡されたときに、支払事由発生日における次のいずれか大きい金額を死亡保険金としてお支払いします。									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>契約日から5年以内</th> <th>契約日から5年経過後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>病気死亡の場合</td> <td>①一時払保険料相当額*3 ②積立金額 ③解約返戻金額</td> <td>①基本保険金額および増加保険金額の合計額 ②解約返戻金額</td> </tr> <tr> <td>災害死亡の*4場合</td> <td>①基本保険金額 ②解約返戻金額</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		契約日から5年以内	契約日から5年経過後	病気死亡の場合	①一時払保険料相当額*3 ②積立金額 ③解約返戻金額	①基本保険金額および増加保険金額の合計額 ②解約返戻金額	災害死亡の*4場合	①基本保険金額 ②解約返戻金額	
		契約日から5年以内	契約日から5年経過後							
病気死亡の場合	①一時払保険料相当額*3 ②積立金額 ③解約返戻金額	①基本保険金額および増加保険金額の合計額 ②解約返戻金額								
災害死亡の*4場合	①基本保険金額 ②解約返戻金額									
・この特約を付加しない場合よりも、お申込みいただける保険金額が低くなる場合や基本保険金額が低くなる場合があります。 ・高度障害保障はありません。そのため高度障害保障のための費用は控除されません。 ・この特約とリビング・ニーズ特約は同時に付加できません。										

*1 法人契約で死亡保険金受取人が法人の場合は付加できません。
*2 被保険者の健康状態などの理由で通常のプランではご契約いただけないが、特定の特約を付加することでご契約いただける場合に案内されるものです。
*3 基本保険金額が減額された場合には、一時払保険料相当額も同じ割合で減額したものとします。
*4 不慮の事故の日からその日を含めて180日以内の死亡、または所定の感染症による死亡を指します。
※詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

6 配当金について

●この保険に配当金はありません。

7 解約返戻金について

- 解約返戻金額は、ご契約を解約・減額される時期や市場環境などの変化に応じて変動します。お支払額は、解約・減額時の積立金額に市場価格調整率を反映させた金額となります。
- 市場価格調整とは、解約返戻金の計算の際に、運用対象となっている資産(債券など)の価値を解約返戻金に反映させる手法です。
- 市場価格調整率は経過期間や市場環境などの変化によって-20%~+20%の範囲内で変動します。
- 解約・減額日が、積立利率計算基準日の場合または被保険者の年齢が86歳となる年単位の契約応当日以後の場合、市場価格調整は行いません。

※市場価格調整により、解約返戻金額は一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。
※ご契約から短期間で解約されたときの解約返戻金額は、多くの場合、一時払保険料より少ない金額となります。
※解約・減額日は、メットライフアリコにおける書類受付日または指定日(指定のある場合のみ、積立利率計算基準日のみ指定可)のいずれか遅い日となります。
・一般的に、債券の価値は、市場金利が高くなると下がり、市場金利が低くなると上がる性質があります。
・市場価格調整により、ご契約中の保険に適用されている積立利率が、「解約・減額日に計算される積立利率+0.3%」より高いときは解約返戻金額が積立金額を上回り、低いときは下回ります(ご契約中の保険に適用されている積立利率が「最低保証積立利率+0.3%」(円建 年1.80%/USD建 年3.05%)以下の場合、解約返戻金額が積立金額を上回ることはありません)。

$$\text{解約返戻金額} = \text{解約・減額日の積立金額} \times (1 - \text{市場価格調整率})$$

$$\text{市場価格調整率} = 1 - \left(\frac{1 + \text{適用されている積立利率} * 1}{1 + \text{解約・減額日に計算される積立利率} * 2 + 0.3\%} \right)^{\frac{\text{月数} * 3}{12}}$$

- *1 適用されている積立利率
解約・減額日に、ご契約中の保険に適用されている積立利率
- *2 解約・減額日に計算される積立利率
解約・減額日を積立利率計算基準日とみなした場合に計算される積立利率
- *3 月数
次のとおりとなります。
①残存月数が120ヵ月以下の場合:残存月数
②残存月数が121ヵ月以上の場合:残存月数÷2+60ヵ月
※残存月数とは、解約・減額日から起算して直後に到来する積立利率計算基準日の前日までの月数(月数未満切上)をいいます。

■解約返戻金額の計算例

[ご契約例]

- 契約年齢・性別:60歳男性
- 一時払保険料:100,000米ドル
- 適用されている積立利率:年3.20% の場合

単位:米ドル

契約時からの経過年数	積立金額	解約返戻金の最小値 (解約日に計算される積立利率が上昇しており、市場価格調整率が20%となるケース)		解約返戻金の最大値 (解約日に計算される積立利率が最低保証積立利率(年2.75%)まで低下しているケース)	
		市場価格調整率	解約返戻金額	市場価格調整率	解約返戻金額
1年	95,550	20.00%	76,440	-1.76%	97,230
2年	97,690	20.00%	78,150	-1.69%	99,340
3年	99,850	20.00%	79,880	-1.61%	101,460
4年	102,050	20.00%	81,640	-1.54%	103,620
5年	104,260	20.00%	83,410	-1.47%	105,800
6年	106,500	20.00%	85,200	-1.32%	107,910
7年	108,750	20.00%	87,000	-1.17%	110,020
8年	111,010	20.00%	88,810	-1.02%	112,140
9年	113,280	20.00%	90,620	-0.88%	114,280
10年	115,570	20.00%	92,450	-0.73%	116,410
11年	117,870	20.00%	94,300	-0.58%	118,560
12年	120,200	20.00%	96,160	-0.44%	120,730
13年	122,550	20.00%	98,040	-0.29%	122,900
14年	124,920	20.00%	99,930	-0.15%	125,110
15年	127,310	—	127,310	—	127,310

※上記の「適用されている積立利率」は例示です。最新の積立利率については、メットライフアリコ ファイナンシャルサービスセンター(0120-056-076)にてご確認ください。
※上記の表の各金額は、各年ごとの契約応当日前日の数値で記載しています。なお、「契約時からの経過年数」15年の各金額においては、積立利率計算基準日の数値を記載しています。
※上記の数値は、2012年4月現在の商品内容にもとづき記載しています。
※上記の積立金額などは、10米ドル未満を切り捨てて表示しています。
※受取時の課税は考慮していません。

8 諸費用について

▲ご負担いただく費用をご確認ください。

契約時(更改時)にかかる費用

- 契約時に、一時払保険料から保険運営などのための費用(契約時費用)が控除されます。
- 積立利率を決定する際に、資産運用するための費用(運営費率)と積立金を最低保証するための費用(保証費率)が控除されます。積立利率は、所定の期間における指標金利の平均値に-0.6%~+0.9%を増減させた範囲内でメットライフアリコが定めた利率からこれらの費用を差し引いた利率です。

保険期間中にかかる費用

- 保険期間中、積立金から死亡・高度障害保障のための費用が毎月控除されます。
- ※これらの費用は、一時払保険料・契約年齢・性別・経過期間などによって異なるため、一律には記載できません。

▲米ドル建のご契約の場合、米ドルのお取扱いにかかる費用もご確認ください。

- 米ドル建の保険料などを円貨にてご用意される際には為替手数料が必要になります。また、米ドル建の保険金などを円貨で受け取る際にも、為替手数料が必要になります。
- 保険料などを米ドルで払い込む際には金融機関への振込手数料以外にも手数料をご負担いただく場合があります。また、保険金などを米ドルで受け取る際にも手数料をご負担いただく場合があります。*
- 外貨交換レート(TTS)および円交換レート(TTB)は、仲値(TTM)に対してそれぞれ差があります。為替相場に変動がない場合であっても、その差額が通貨交換時のご負担となります。*
- 「円支払特約」のレートも、仲値(TTM)に対して差がありますので、その差額が特約適用時のご負担となります。特約適用時のTTMは、メットライフアリコ所定の金融機関の外貨交換レート(TTS)と円交換レート(TTB)の中間の値となります。

	円支払特約のレート
米ドル	TTM-50銭

(2012年4月現在、特約のレートは将来変更されることがあります)

*詳しくは取扱金融機関にご確認ください。

注意喚起情報

「注意喚起情報」のほか、支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

諸費用について

▲ご負担いただく費用をご確認ください。

契約時(更改時)にかかる費用

- 契約時に、一時払保険料から保険運営などのための費用(契約時費用)が控除されます。
- 積立利率を決定する際に、資産運用するための費用(運営費率)と積立金を最低保証するための費用(保証費率)が控除されます。積立利率は、所定の期間における指標金利の平均値に-0.6%~+0.9%を増減させた範囲内でメットライフ アリコが定めた利率からこれらの費用を差し引いた利率です。

保険期間中にかかる費用

- 保険期間中、積立金から死亡・高度障害保障のための費用が毎月控除されます。
- ※これらの費用は、一時払保険料・契約年齢・性別・経過期間などによって異なるため、一律には記載できません。

▲米ドル建のご契約の場合、米ドルのお取扱いにかかる費用もご確認ください。

- 米ドル建の保険料などを円貨にてご用意される際には為替手数料が必要になります。また、米ドル建の保険金などを円貨で受け取る際にも、為替手数料が必要になります。
- 保険料などを米ドルで払い込む際には金融機関への振込手数料以外にも手数料をご負担いただく場合があります。また、保険金などを米ドルで受け取る際にも手数料をご負担いただく場合があります。*
- 外貨交換レート(TTS)および円交換レート(TTB)は、仲値(TTM)に対してそれぞれ差があります。為替相場に変動がない場合であっても、その差額が通貨交換時のご負担となります。*
- 「円支払特約」のレートも、仲値(TTM)に対して差がありますので、その差額が特約適用時のご負担となります。特約適用時のTTMは、メットライフ アリコ所定の金融機関の外貨交換レート(TTS)と円交換レート(TTB)の中間の値となります。

	円支払特約のレート	(2012年4月現在、特約のレートは将来変更されることがあります)
米ドル	TTM-50 銭	

*詳しくは取扱金融機関にご確認ください。

投資リスクについて

▲解約返戻金額は一時払保険料を下回る可能性があります。

- 解約時および減額時に、運用対象となっている資産(債券など)の価値を解約返戻金額に反映させる仕組みになっています(市場価格調整)。そのため、解約時または減額時の市場環境などの変化によっては、解約返戻金額が一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。
- 契約時に一時払保険料から契約時費用が控除されます。そのため、短期間で解約されると、多くの場合、解約返戻金額が一時払保険料を下回ります。

為替リスクについて

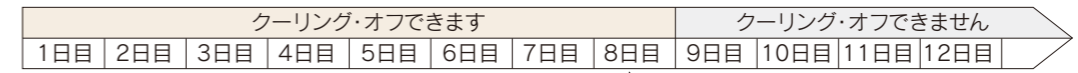
▲米ドル建のご契約の場合、為替相場の変動による影響を受けます。

- 為替相場の変動により、保険金などの受取時の円換算額が、一時払保険料や保険金などの契約時の為替相場による円換算額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

1 お申込みの取消には期間の制限があります [お申込みの撤回など(クーリング・オフ)について]

お申込みの
とりけし

- 申込者または契約者(以下「申込者など」といいます)は、クーリング・オフ(お申込みの撤回など)制度を記載した書面(ご契約のしおり)を受領された日とお申込みをされた日の、いずれか遅い日からその日を含めて8日以内であれば、メットライフ アリコへの書面での郵送によるお申し出により、お申込みの撤回などを行うことができます(募集代理店では受付できません)。



「ご契約のしおり・約款」を受領された日とお申込みのいずれか遅い日

この日の消印まで有効です

- お申込みの撤回などは、書面の発信時(郵便の消印日付)に効力を生じますので、その書面を郵便により下記のメットライフ アリコ ファイナンシャルサービスセンター宛に発信してください。

<送り先>

〒130-8561 東京都墨田区錦糸1-2-4 アルカウエスト7F メットライフ アリコ ファイナンシャルサービスセンター 行

以上の手続きをとられたとき、申込者などに保険料の全額をお返しします(米国通貨建のご契約において、米国通貨で保険料をご入金いただいた場合には同額の米国通貨にて返金します)。

なお、クーリング・オフに代わり、解約することもできます。

- ただし、次の場合にはお申込みの撤回などを行うことができません。

- ①ご契約のお申込みのために、医師の診査を受けられた場合
- ②債務履行の担保のための保険契約である場合
- ③契約者が法人である保険契約の場合

2 お申込時にご報告いただく事項について [告知]

おしらせ
ください

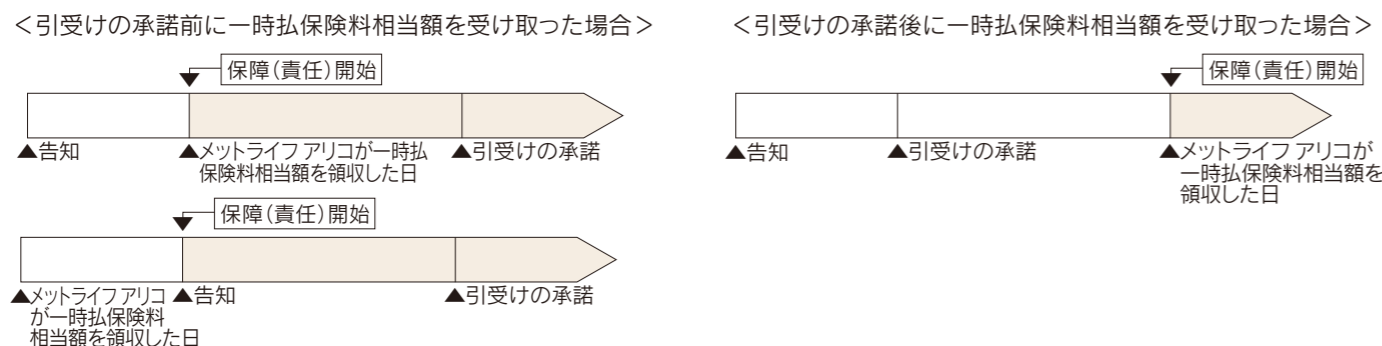
- 告知はご契約をお引受けするかどうかを決定する重要なものであり、契約者や被保険者には健康状態などについて正しい告知をしていただく義務(告知義務)があります。
- 告知は、書面(告知書)で行っていただきます。医師による診査がある場合は医師が記入しますので、医師の質問に対しては正確にもれなくお伝えください。医師による診査がない場合は、ご自身で正確にご記入ください。告知受領権は生命保険会社および生命保険会社が指定した医師が有しています。生命保険募集人には告知受領権がなく、生命保険募集人に口頭でお話されても告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。
- ご契約のお申込みの際、ご契約の成立後、または保険金のご請求時にメットライフ アリコの担当者またはメットライフ アリコの委託を受けたものがお申込内容や告知内容について確認させていただくことがあります。
- 過去に病気やケガをされたことがある方なども、保険料の割増や保障の一部を制限するなどの条件を付けてご契約をお引受けできる保険商品があります。また、メットライフ アリコでは保険料は割高ですが通常の保険よりも引受範囲を拡大した保険商品を取り扱っております。
- 告知していただいた内容が事実と違った場合、責任開始の日から2年以内であれば、メットライフ アリコは告知義務違反としてご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。たとえご請求が責任開始の日から2年経過後であっても、2年以内に保険金の支払事由が発生していれば、同様にご契約を解除することがあります。この場合、お支払いする解約返戻金などがあれば契約者にお支払いします。
- 現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症などについて故意に告知をされなかった場合など、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消しを理由として保険金をお支払いできないことがあります。責任開始の日から2年経過後であっても詐欺による取消しとなる場合があります。取消しとなった場合、払込保険料はお返ししません。
- 現在ご契約中の保険契約の解約・減額を前提とした「新たな保険契約」に対しても、一般の契約と同様に告知義務があります。告知が必要な傷病歴などがある場合は、「新たな保険契約」のお引受けができなかったり、その告知をされなかったために上記の通り、ご契約の解除・取消しとなることもありますのでご注意ください。

注意喚起情報

3 保障を開始する時期について [責任の開始]



- お申込みいただいたご契約をメットライフ アリコが承諾した場合には、**一時払保険料の領収または告知のいずれか遅いときから保険契約上の責任を負います** (責任開始)。



- 生命保険募集人は、お客さまとメットライフ アリコの保険契約締結の媒介を行うもので、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はメットライフ アリコが承諾したときに有効に成立します。なお、お申込み内容によっては、承諾するかどうかの判断を行うにあたり、日数を要する場合があります。

4 保険金をお支払いできない場合



次のような場合には、保険金をお支払いできないことがあります。

- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約または特約が告知義務違反により解除された場合
- 保険金などを詐取する目的で事故を起こしたときや、契約者、被保険者または受取人が暴力団関係者やその他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど重大事由によりご契約が解除された場合
- ご契約が失効した後に支払事由に該当した場合
- 保険契約について詐欺行為がありご契約が取消しとなった場合
- 保険金などの不法取得目的を理由にご契約が無効になった場合
- 免責事由に該当した場合 (例: 責任開始の日から3年以内の被保険者の自殺による死亡/契約者または受取人の故意による死亡など)

上記に該当する場合でも、積立金や解約返戻金などをお支払いできる場合がありますのでお問合せください。

5 お支払いに関する手続きなどの留意事項



- お客さまからのご請求に応じて保険金のお支払いを行いますので、保険金の支払事由が生じた場合だけでなく、支払事由に該当する可能性があると思われる場合や、ご不明な点がある場合などについても、すみやかにメットライフ アリコまでご連絡ください。
- 支払事由が発生する事象、請求手続き、保険金をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「ご契約のしおり・約款」やホームページなどに記載しておりますので、あわせてご確認ください。
- メットライフ アリコからのお手続きに関するお知らせなど、重要なご案内ができないおそれがありますので、契約者の住所などを変更された場合には、必ずご連絡ください。
＜ご連絡先＞
メットライフ アリコ ファイナンシャルサービスセンター 0120-056-076 (月～金 9:00～18:00 年末年始および祝日を除く)
- 給付金代理請求特約を付加されますと被保険者が受取人となる保険金について、被保険者がご請求できない特別な事情がある場合、被保険者に代わって配偶者など所定の範囲内の親族(代理請求人)が保険金を請求できます。給付金代理請求特約を付加された場合は代理請求人に対し、支払事由および代理請求できる旨をお伝えください。

6 ご契約の効力がなくなる場合 [失効・復活]



- 契約者が保険契約者貸付を受けられているときに、貸付金の元利合計額が解約返戻金額をこえた場合には、メットライフ アリコはその旨を契約者に通知します。通知を発した月の翌月末日までに所定の金額が払い込まれない場合には、その翌日から保険契約は効力を失います(失効)。
- ご契約が失効した場合でも、3ヵ月以内であれば契約の復活を請求することができます。ただし、請求に際しては書類提出が必要で、健康状態などによっては復活できない場合があります。ご契約の復活をメットライフ アリコが承諾した場合には、告知と所定の金額のお払込みがともに完了したときから、ご契約上の保障が開始されます。
- 復活時の告知についても、前記2項のお申込時の告知と同様の「告知義務」などの注意事項が適用されます。

7 解約時にお受取りになる金額の変動について [市場価格調整(率)と解約返戻金について]



- 解約時・減額時に、運用対象となっている資産(債券など)の価値を解約返戻金額に反映させる市場価格調整を行います。
- この際に用いる市場価格調整率には上限および下限があり、解約返戻金額は解約時の積立金(減額時には減額分に相当する積立金)の-20%～+20%の範囲内で変動します。
- この市場価格調整により、解約時・減額時の解約返戻金額が一時払保険料を下回ることもあり、損失が生じるおそれがあります。詳しくは契約概要7をご覧ください。

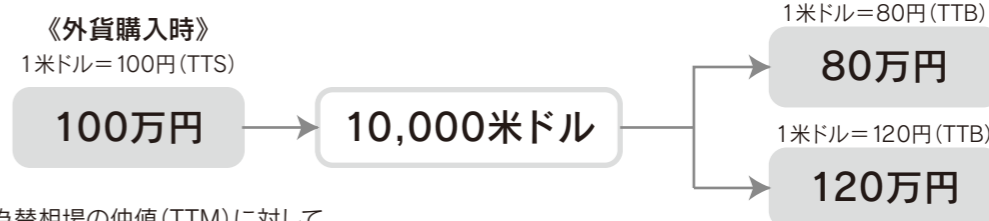
8 米国通貨と円貨を交換するときの留意事項 [為替リスクについて]

米ドル建のみ



- 為替相場の変動により、保険金などの受取時の円換算額が、一時払保険料や保険金などの契約時の為替相場による円換算額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

為替リスクの例



[注] 外国為替相場の仲値(TTM)に対して、TTS/TTB間には所定の差が生じます。

- ※対顧客電信売相場(TTS)とは、お客さまが金融機関などから外貨を購入するときの一般的な為替レートです。
- ※対顧客電信買相場(TTB)とは、お客さまが金融機関などに外貨を売却するときの一般的な為替レートです。
- 上記の為替リスクはメットライフ アリコが負うものではなく、契約者および受取人に帰属します。

9 外貨建保険料を払い込むときの留意事項 [一時払保険料の入金について]

米ドル建のみ



- 一時払保険料は米国通貨建です。円貨にて一時払保険料をご用意される方は金融機関などで米国通貨をお求めください。この場合、交換時の為替相場により円換算額が変動します。
- 「円入金特約」を付加した場合、米国通貨建の一時払保険料を円貨で入金することもできますが、裏表紙に記載の募集代理店では取扱いしていません。
- 保険料をお支払いいただいた後に、ご契約をお引受けできないことが判明した場合、一時払保険料を米国通貨で受領できる口座に米国通貨にてお返しいたします。

注意喚起情報

10 外貨建保険金などを受け取る際の留意事項 [特約による円交換時のレートについて] 米ドル建のみ



●円支払特約を付加されると、保険金などを円貨に換算した金額でお支払いいたします。円支払特約を付加する場合、下表の換算基準日におけるメットライフ アリコ所定の米国通貨の為替レートが適用されます。この為替レートは、メットライフ アリコ指定の金融機関が各営業日の最初に公示する対顧客電信買相場(TTB)を下回ることはありません。

支払項目		円支払特約適用為替レートの基準日
死亡保険金・高度障害保険金		支払日
保険契約者貸付の貸付金		メットライフ アリコにおける書類受付日
解約返戻金(減額の場合を含みます)		メットライフ アリコにおける書類受付日 または指定日(指定のある場合のみ、積立利率計算基準日のみ指定可)
年金	年金移行特約	特約付加日
	年金支払特約	1回目の年金を支払う日の前日

11 保険契約の保護について [生命保険会社の業務または財産の状況が変化した場合]



- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、契約時にお約束した保険金額が削減されることがあります。
- メットライフ アリコは生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻した場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、契約時の保険金額が削減されることがあります。
- 生命保険契約者保護機構による保険契約者保護の措置において、生命保険会社の経営破綻時における過去5年の予定利率が常に金融庁長官および財務大臣が定める基準利率を超えている契約は、そうでない契約より生命保険契約者保護機構による補償率が低くなる場合があります。

12 現在ご契約中の保険の解約を検討されている場合 [新たな契約への乗換えに際して]



現在ご契約中のメットライフ アリコまたは他社の保険契約を解約・減額されることを前提に、新たな保険契約のお申込みを検討されている場合は、以下の点にご注意ください。

- 多くの場合、解約返戻金額は、払込保険料の合計額より少ない金額となります。
- 現在ご契約中の保険契約を解約することで、一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権などを失う場合があります。
- 現在ご契約中の保険契約を解約された場合、新たなご契約のお取扱いにかかわらず、いったん解約されたご契約を元に戻すことはできません。
- 新たにお申込みの保険契約についても告知が必要となります。告知内容によっては、被保険者の健康状態などにより新たなご契約をお引受けできなかったり、告知義務違反などによりご契約が解除・取消となる場合があります。
- 新たにお申込みの保険契約について、現在のご契約のままであればお支払いできる場合であっても、責任開始日から3年以内の被保険者の自殺など、死亡保険金などがお支払いできない場合があります。

特に、現在ご契約中の保険契約が変額個人年金保険、外貨建定額個人年金保険などの場合は、以下の点にもご注意ください。

- 現在のご契約が、変額個人年金保険などの保険契約である場合、解約返戻金額が特別勘定の運用実績により変動するため、解約返戻金額が払込保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。また、契約日(増額日)から一定期間内に解約・減額した場合、解約控除を行うことがあります。
- 現在のご契約が、外貨建定額個人年金保険の保険契約である場合、為替相場の変動により、解約返戻金の円換算額が、契約時の為替相場による払込保険料の円換算額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。また、解約・減額した場合、市場価格調整や解約控除を行うことがあります。
- 新たなご契約は、解約・減額される現在ご契約中の保険契約と払込保険料が同じであっても、同水準の死亡保険金額を得られないことがあります。
- 新たなご契約は、解約・減額される現在ご契約中の保険契約と商品内容などが異なる場合があります。

13 この保険に関する照会・苦情などの相談窓口



●金融機関でお取扱いする生命保険のご契約内容のご変更、保険金などのご請求など、各種手続きやご契約内容に関するお問合せにつきましては、メットライフ アリコ ファイナンシャルサービスセンター(0120-056-076 月～金 9:00～18:00 年末年始および祝日を除く)までご連絡ください。

※郵送での各種お手続きの場合、請求書の受付はメットライフ アリコの営業日(月～金、年末年始および祝日を除く)に行います。なお、受付日は、請求書がメットライフ アリコに到着した日と異なる場合がありますので、メットライフ アリコ ファイナンシャルサービスセンターまでお問合せください。

メットライフ アリコの生命保険業務についての質問、相談、ならびに苦情につきましては、メットライフ アリコ お客様相談部(0120-880-533 月～金 9:00～17:00 年末年始および祝日を除く)までご連絡ください。

- メットライフ アリコが契約している保険業法上の指定紛争解決機関は(社)生命保険協会です。(社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/>)
なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者などと生命保険会社との間で解決が見つからない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者などの正当な利益の保護を図っております。

14 税金の取扱いについて



下記内容は、2012年1月現在の税制にもとづきメットライフ アリコがまとめたものです。最新の情報についてはご自身でご確認ください。税制・解釈の変更などにより、下記取扱いが適用されない場合があります。また、個別具体的な税務の取扱いについては、関与税理士または所轄の税務所にご相談ください。

※下記は契約者が個人の場合の取扱いとなります(契約者が法人の場合は取扱いが異なります)。

一時払保険料の払込時	お支払いいただいた一時払保険料は「一般生命保険料控除」の対象となります。 ※一時払保険料を支払った当該年のみ控除が適用されます。																
解約返戻金の受取時	解約返戻金と一時払保険料の差額が一時所得として所得税・住民税が課税されます。 所得税(一時所得) + 住民税																
死亡保険金の受取時	契約形態によって税金の種類が異なります。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>契約者</th> <th>被保険者</th> <th>死亡保険金受取人</th> <th>税金の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本人</td> <td>本人</td> <td>配偶者または子</td> <td>相続税</td> </tr> <tr> <td>本人</td> <td>配偶者</td> <td>本人</td> <td>所得税(一時所得) + 住民税</td> </tr> <tr> <td>本人</td> <td>配偶者</td> <td>子</td> <td>贈与税</td> </tr> </tbody> </table>	契約者	被保険者	死亡保険金受取人	税金の種類	本人	本人	配偶者または子	相続税	本人	配偶者	本人	所得税(一時所得) + 住民税	本人	配偶者	子	贈与税
契約者	被保険者	死亡保険金受取人	税金の種類														
本人	本人	配偶者または子	相続税														
本人	配偶者	本人	所得税(一時所得) + 住民税														
本人	配偶者	子	贈与税														

■外貨建保険の税金のお取扱いについて

税法上の取扱いについては円建の生命保険と同じとなります。米ドル建のご契約の場合、次の基準により米国通貨建の一時払保険料・解約返戻金・死亡保険金を円貨に換算したうえで取り扱います。ただし、円支払特約を付加した場合については、保険金などをメットライフ アリコ所定の為替レートにて円換算した額を基準とします。

科目	円換算日	換算時為替レート
保険料	保険料領収日	円換算日最終の対顧客電信売相場仲値(TTM)
解約返戻金	解約効力発生日*	円換算日最終の対顧客電信売相場仲値(TTM)
死亡保険金	所得税の対象となるもの	円換算日最終の対顧客電信売相場仲値(TTM)
	相続税・贈与税の対象となるもの	円換算日最終の対顧客電信買相場(TTB)

* 解約効力発生日は解約・減額日となります。

※TTMとは、対顧客電信売相場(TTS)と対顧客電信買相場(TTB)の中間の値を指します。

※円換算した金額で課税されるため、税引後の米国通貨建の受取額が一時払保険料を下回ることがあります。

15 個人情報に関する重要事項



1. 個人情報の利用目的について

メットライフ アリコは、個人情報を次の目的のために利用します。これらの目的のほかに利用することはありません。

- ①各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金などのお支払い
- ②関連会社・提携会社を含む各種商品やサービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- ③メットライフ アリコの業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ④その他保険に関連・付随する業務

2. ご同意いただきたいこと

①機微(センシティブ)情報の取得・利用

生命保険業務の適切な運営を確保するために必要な範囲において、最小限の機微情報を取得・利用します。これらの機微情報については、業務上必要な範囲で、契約者、被保険者、受取人・指定代理請求人などおよび生命保険募集人(メットライフ アリコの代理店を含みます)に提供することがあります。

*機微情報の利用の限定について

保健医療などに関する情報(機微(センシティブ)情報)については、保険業法施行規則第53条の10および同法施行規則第234条第1項第17号にもとづき、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。これらの情報については、限定されている目的以外では利用いたしません。

②再保険会社への情報提供

生命保険事業において安定的な業務を行うにあたって、引受リスクの適切な分散のために、メットライフ アリコは再保険会社に保険契約の引受けを依頼することがあります(再保険会社はメットライフ アリコから引き受けた再保険契約を、さらに別の再保険会社に引受け依頼することがあります)。再保険会社は、当該保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金などのお支払いを目的として、再保険の対象となる保険契約の特定に必要な保険契約者の情報のほか被保険者の氏名、生年月日、性別、保健医療などの個人情報を利用します。

また、保険金・給付金のご請求があった場合は、上記の個人情報のほか受取人などの氏名、住所、戸籍書類など、業務に必要な個人情報を再保険会社に提供することがあります。

3. 個人情報を提供する場合【外部への提供】

メットライフ アリコは、次の場合を除いて、ご本人の個人情報を外部に提供することはありません。

- ①あらかじめ、ご本人が同意されている場合
- ②利用目的の達成に必要な範囲内において、業務を外部(メットライフ アリコの代理店を含みます)へ委託する場合
- ③ご本人または公共の利益のために必要であると考えられる場合
- ④再保険の手続をする場合
- ⑤ご本人の保険契約内容を保険業界において設置運営する制度に登録するなど、保険制度の健全な運営に必要であると考えられる場合
- ⑥その他法令に根拠がある場合

その他詳しいご説明はメットライフ アリコ ホームページ www.metlifelife.co.jpに記載しています。

16 契約情報の利用について 【契約内容登録制度・契約内容照会制度・支払査定時照会制度】



メットライフ アリコは、(社)生命保険協会、(社)生命保険協会加盟の他の各生命保険会社および隣接他業態とともに、保険契約のお引受け、保険金などのお支払いまたは保険契約の解除、取消し、もしくは無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を共同して利用しております。

17 生命保険募集人について



当保険の生命保険募集人はお客さまとメットライフ アリコの保険契約締結の媒介を行うもので、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対してメットライフ アリコが承諾したときに有効に成立します。生命保険の募集は、保険業法にもとづき登録された生命保険募集人のみが行うことができます。なお、その身分、権限などに関しまして確認をご希望の場合には、下記までお問合せください。

【お問合せ先】 メットライフ アリコ お客様相談部 TEL 0120-880-533 (月～金 9:00～17:00 年末年始および祝日を除く)

ご検討・お申込みに際しては、この「特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)」のほか「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

- ・野村証券株式会社(募集代理店)では、複数の保険会社の生命保険商品を取扱っています。ご要望がございましたら、募集代理店の生命保険販売資格を持った社員にお問合せください。
- ・保険業法上の規定により、お客さまのお勤め先によっては、この保険をお申込みいただけない場合があります。

■引受保険会社

MetLife Alico
メットライフ アリコ

メットライフアリコ生命保険株式会社
〒130-0012 東京都墨田区太平 4-1-3 オリナスタワー
www.metlifelife.co.jp TEL: 0800-1701573
募 1202-1056 MSN-D-0001-9520 [2] (12.04) TP
(2012年4月現在)

■募集代理店

野村証券株式会社

取扱者(生命保険募集人)